若葉区泉地域コミュニティバス運行協議会設置要綱

(名称)

第1条 本協議会は、「若葉区泉地域コミュニティバス運行協議会(以下、「協議会」という。)」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、コミュニティバス運行の方策等について検討・協議することを目的 とする。

(協議事項)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) コミュニティバスの運行要望に関すること
 - (2) コミュニティバスの運行計画に関すること
 - (3) コミュニティバスの運行経費に関すること
 - (4) コミュニティバス運行に伴う利用促進に係る方策に関すること
 - (5) その他必要な事項

(構成及び任期)

第4条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。 なお、別表に掲げる委員の推薦する者を委員とすることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、地元委員のうちから委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を総括する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(運営)

- 第6条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、会長が議長になり会議の進行と運営の円滑化を図る。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、千葉市都市局都市部交通政策課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要事項については、別に会長が定める。

附則

この要綱は、平成24年1月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月5日から施行する。

若葉区泉地域コミュニティバス運行協議会委員

役職	地 区	所 属 等
	第 17 地区	第17地区連協会長
		高根団地自治会長
		高根グリーンタウン自治会長
		大広自治会長
		新宮田自治会長
		北谷津自治会長
	第 18 地区	第18地区連協会長
		中田自治会長
		富田自治会長
		小間子自治会長
		下田町自治会長
	第1地区	大草町自治会長
	第 26 地区	いずみ台ローズタウン自治会長
	第 24 地区	金親町自治会長
		若葉区 地域振興課 地域づくり支援室長
		都市部交通政策課長